

愛知県国土利用計画審議会第 41 回特別委員会会議録

日時

平成 21 年 10 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場所

愛知県三の丸庁舎 8 階 802 会議室

出席した委員

石田典子 伊藤万知子 後藤澄江 志水暎子
清水裕之 竹中千里 藤田素弘 （7名）

出席した幹事

地域振興部土地水資源課長（事務局兼務）	知事政策局企画課長（代理）
環境部自然環境課長（代理）	産業労働部産業立地通商課長（代理）
農林水産部農業振興課長（代理）	農林水産部農地計画課長（代理）
農林水産部林務課長（代理）	農林水産部森林保全課長（代理）
建設部都市計画課長（代理）	建設部道路維持課長（代理）
建設部河川課長（代理）	建設部住宅計画課長（代理）
建設部建築指導課長（代理）	企業庁企画調整課長（代理）

出席した事務局職員

地域振興部土地水資源課長	高田憲一
地域振興部土地水資源課主幹	上手哲也
課長補佐	本多宣和
主査	前野貴生
主任	中島好泰

1. 開会（事務局：上手主幹）

2. あいさつ

高田土地水資源課長

3. 議題

（1）愛知県国土利用計画（第四次）の素案について

ア 説明

資料により、事務局から説明。

イ 質疑

（竹中委員）

第1章の「地域類型別の県土利用の基本方向」の中に、自然維持地域という類型があり、本文では自然公園地域や自然環境保全地域といった限定された地域と読めるが、生態系ネットワークの形成等自然維持という考え方はいずれの地域にも該当するのではないか。

（事務局）

ここでの地域類型を簡単に説明しますと、「都市地域」は市街化区域、「農地と宅地の混在地域」は市街化区域外で農業振興地域の白地といわれる区域、「農山漁村地域」は主に農振農用地、「自然維持地域」は自然公園地域と自然保全地域、が該当するような地域類型となっています。

（清水委員）

この自然維持地域等は国土利用計画における類型ですか。

（事務局）

国の全国計画でも同様の類型となっておりますが、「農地と宅地の混在地域」は、愛知県独自の類型となっております。

また、「自然維持地域」は第三次計画の中に定義があり、「自然が良好な状態で維持されてできた地域であって、かつその自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域」となっており、この第四次計画でも同様の考え方です。

（清水委員）

この類型全体を変えるということはなかなか難しいということですね。

（竹中委員）

最近では里山保全等が話題になっていますが、自然維持地域の自然公園地域等に指定されていないければ生態系の保全等が優先されない、という誤解が生じるのではな

いか。愛知県では、全ての地域で自然維持を考えているのではないか。

（事務局）

本文中では全ての地域類型で、生態系ネットワークの形成等の自然維持について記述しています。

（清水委員）

資料の概要版で、「自然維持地域」の箇所だけに生態系ネットワーク等の考え方があるように読めるので、書きぶりを工夫する等お願いしたい。

（事務局）

概要版のところ、各類型にまたがって自然維持の考え方があるという書きぶりとするよう検討します。

（後藤委員）

今回の本文は大変読みやすくなったと思いますが、その中で気になるところが数箇所あります。

本文の地域類型の中の「農山漁村地域」のところ、「農業の規模拡大が比較的容易な地域では、生産性向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率かつ安定的な農業経営の担い手への農用地集約を図る」とあるが、政権交代による国の農業政策に変化が聞こえてくる中、影響はないか。また、同じ部分の最後で小規模集落の記述があるが、主語述語の関係等文章の途中で意味が通じなくなるので、若干の修正が必要ではないか。

あと、第3章の必要な措置の概要に「多様な主体による県土の適切な管理の推進」があり、その中で「土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして県土の管理に参加する…」とはっきり書かれていて大変良い内容と思うが、同様の考え方は従来から望ましいとされながらも、私的所有権の問題等からなかなか実現できなかったことなので、担保というか法律的根拠等が必要と思われるが、何かあるか。

（事務局）

農業政策に関する政権交代の影響は、現在はまだ不透明な部分が多く、どのような表現にするかは非常に難しいところがありますが、現時点ではこのような書きぶりにならざるを得ないのではないかと考えています。また、ご指摘の文章のつながりが悪い部分は、主語をはっきりさせる等して修正したいと考えています。

次の担保の有無というお話ですが、ここは法律的な担保がある訳ではありません。例えば、最近話題となっている天白区の里山の件で見ると、ここは市街化区域で、優先的かつ計画的に市街化を図る区域ですので、開発することは特に問題がない地域ですが、報道等見ていると、いろいろな動きがあって最終的には市が土地を買

う方向で調整していると聞いております。多様な主体による県土管理とは、感覚としては、このような土地利用に関する動き等を意識した記述となっております。

(清水委員)

この部分の冒頭に、新しい公益の考え方を踏まえてとか、多様な主体の参加という意味でとかを加えたほうが分かり易い気がする。少々唐突な書き出しのような気がする。

(幹事：農地計画課)

私どもの事業に、農地・水・環境保全向上対策事業というものがあり、平成 19 年度から農水省が主となって県内 365 地域で行われています。これは、いわゆる農振農用地で、土地所有者の高齢化や担い手の減少によりその負担が増加する中で、農地の保全管理に関して、大人や子供、また農業従事者以外の方を含めた任意の組織をつくって農地の保全活動を進めており、既に農振農用地の約 4 割でこのような活動が行われています。

多様な主体による県土管理の推進の一例ですが、このような取組みが今後広がっていくのではないかと考えています。

(清水委員)

多少は、法律や制度的にも、そうした取組みが進んできているということですね。

(石田委員)

同じ箇所の記述で後半部分だが、主に農地や森林の取組みについて記述があるが、少し限定的ではないか。河川等の保全活動は都市部でも行われているので、もう少し地域全体を考えた表現にする必要があるのではないか。

(事務局)

そうすると、河川や公園等の関わりがある取組みについても記述を加えたほうがいいということですね。

(志水委員)

ここの部分で、多様な主体の取組みを、行政がコーディネートしていくというような表現があったほうがよいのではないか。

(事務局)

地域による河川の清掃等、いろいろな取組みがある中で、それにつながりを持たせるということになると、社会活動推進にかかる取組みになるかと思えます。

(清水委員)

この国土利用計画がそういったコーディネート等の役割をしていくべきだから、各取組みを横断的につないで推進する、というような表現があるといい。

(事務局)

組織の育成や各部局間の連携を図るといような表現かと思いますが、一度検討します。

(藤田委員)

地域類型に「農地と宅地の混在地域」とありますが、利用区分ごとの目標面積とどうつながりがあるのか。また、宅地のところに、市街化調整区域における開発等の記述があるが、例えば、市街化するのであればどのような誘導ができるのか等、もう少し具体的にできないか。

(事務局)

「宅地と農地の混在地域」は、市街化区域でなく、かつ農振農用区域でない地域を想定しているのので、面積も同様の考え方ができますが、必ずしも目標面積の区分がこれと一致するわけではありません。また、面積区分の市街地はDID地区のことなので、市街化区域だけでなく市街化調整区域でも人口密度が大きいところは含まれています。

(清水委員)

この国土利用計画で「宅地と農地の混在する地域」について記述するのは良いことなので、数値で何かフォローできるとさらによいですね。都市計画担当からは何かないですか。

(幹事：都市計画課)

市街化調整区域では、開発を前提としたいいわゆる開発型の地区計画があり、例えば住宅地を誘導するというケースがありますが、これはあくまでも都市計画のツールとして進めるもので、上位計画である市町村の都市計画マスタープランに基づき予め定められたエリアに限定されます。例えば人口が増加傾向の西三河地域では、この地区計画による開発が多く見られ、県としても推奨する駅近く等の比較的利便性が高いエリア等で進められています。しかしながら、例えば尾張地域の宅地と農地の混在範囲が広い地域では、エリアの絞りこみが難しい等、この地区計画の手法がうまく当てはまらないという実状もありますが、条件を整えば非常に有効な都市計画上のツールだと考えています。

(清水委員)

例えば市街化調整区域にある大規模集落で広がっていくようなところは調整区域から除外すればいいと思うのですが、なかなか難しい問題等があるようです。

(藤田委員)

事情がいろいろと違うが、ヨーロッパでは大きな農地の中に宅地が集約されてい

る地域がたくさんあって、景観等が非常にきれいだが、日本では農地と宅地が散在しているところが多く見られる。

(清水委員)

余談だが、図面等で見ると、農用地域の中に宅地がたくさん入っているのは一体どういうことなのか理屈が分からない。

(幹事：農業振興課)

今のご指摘は、もっともだと思いますが、都市計画法の開発基準から、また農振法上からもクリアしております。

田んぼの周辺に虫食い状態で宅地への転用が進んでいるということですが、開発基準上、農業者の分家であれば、そこが青地でも宅地に転用できます。例えばおじいさんが農業従事者で、その孫が分家として隣地に住宅を建てるということがあります。過疎地等ではこのようなことを認めていかないと、地域のコミュニティが崩れてしまうという一面があります。

(清水委員)

半分雑談になってしまうが、多様な主体の連携による土地利用計画の推進で、都会から田舎まで、まちづくりをどうしていくか等、ヨーロッパのような規制で行うことが難しければ、人を巻き込むような仕組みづくり、ビジョン等を作って打ち出していく必要があるのではないかという気がする。

(竹中委員)

生態系ネットワークのところだが、生態系とか多様性を維持するためには、むしろ混沌というか、多様に宅地も農地も森林もあるほうが良い。集約化は一方で均質化につながり、逆に多様性を低下させることになる。何をもち多様化を維持するのか、ネットワークもどれくらいのつながりをもたせれば良いのか、実は誰も分かっていないということがある。そのような中で、計画の中には生態系等に関するところがいろいろと記述されているが、具体的にどうするかといったことがなかなか見えてこない。

(清水委員)

生態系維持の立場からの視点と、農業振興の立場からの視点と、都市問題の立場からの視点とあって、それらをどう調整していくのかというようなことを、本来この国土利用計画で示していかなければならない。

(事務局)

基本的には各地域のゾーニングにより、そのような調整機能を持たせています。

(清水委員)

しかし、ゾーニングだけでは、生態系に関することは描けていない。

(事務局)

その中で、どのようにいろいろな考え方を介入させていくかということだろうと思います。

(竹中委員)

例えば森林で言うと、アマゾンでは人工林と天然林がいずれも必要であるということから、これらをパッチ状に配置する試み等が行われている。こういった状況が適切なのか、調査等も含め、理想をイメージできるようなものがあるといい。

(清水委員)

県がリーダーシップを取ってとりまとめ、こういった計画に反映できるといい。調査の推進及び活用だけでなく、システムづくりだとか全体のルールづくりとか盛り込めるといい。

(事務局)

生態系ネットワークは、今回の第四次計画で初めて取り入れることとなったもので、ご指摘のシステムづくり等は、県土に関する調査の推進及び活用で広く読み取っていただきたいと思います。

(竹中委員)

すぐには難しいかもしれないが、こういうのを目指しているとか、もう少し書き込んだほうがいいのではないかと。

(事務局)

ゾーニングによりスポット的に保全していこうということがこれまでの考え方で、今回のネットワークという考え方自体がそのつながりを目指すということかと思えます。

(清水委員)

基本的にゾーニングは面で捉えるが、動物や水は流れて循環するから、流動とか移動を考慮しなければならない。そういったことを含めた土地利用が、この計画には反映されていないように思う。

(事務局)

将来に向けたシステムづくりとか全体のプランをより詰めていく、というような表現かと思いますが、検討したいと思います。

(後藤委員)

国の全国計画との整合を図っているようですが、庁内の各個別計画との整合がどう図られているのか、一覧表があると分かりやすい。

(事務局)

庁内で調整する際、各関係課へそれぞれの計画等との整合や盛り込みたい内容等を照会したものがああります。個別計画のこの部分が国土利用計画のこの部分と一致する、といった具体的で詳細なものではありませんが、何か整理できると思います。

(伊藤委員)

都市地域の部分で、低炭素型の都市構造等の記述があるが、緑化や緑地整備の推進に関するもう少し踏み込んだ内容があったほうがいいのではないかと。

(事務局)

緑化に関しては、緑化の推進に関する条例があり、この条例に基づき、都市部における緑化基本計画を定めています。個別計画ということになりますが、現計画の目標年次が平成 22 年であることから、現在は次期計画策定に向けて庁内会議等が行われているところです。

(清水委員)

都市地域のところで、「美しくゆとりある環境の形成を図る」とあるが、そのあたりに緑化に関する記述があってもいいのではないかと。

(事務局)

検討したいと思います。

(石田委員)

水面・河川・水路の部分で河川に関して、大きな河川と身近な河川では機能が違って来るが、一連の記述となっている。これらを区別して書き分ける必要があるのではないかと。

もう一点は、ダム・ため池等の水面のところで、「災害の防止や水需給のひっ迫した地域への安定供給の確保のため、適地におけるダム建設を長期的視点に立って計画的に進めます」とあるが、例えば治水であれば他の方法等の選択肢を広げつつ検討する、というような書きぶりにならないのか。

(事務局)

前半部分のご指摘のとおり、河川の規模によって機能や人の接し方が異なるので、そのあたりの書き方を工夫したいと思います。

(清水委員)

後半部分は現在いろいろと問題となっているところだと思います。おそらくダムの考え方は完全になくなるわけではないから必要なところでは必要だが、私の理解で言えば、例えば名古屋市へ外から導水してくる水と、そこに降ってくる雨はほぼ同量だけれども、降ってくる雨は全部流してしまい、外から貰ってくる水で生活し

ていくということがおかしいと考えている。農業用も同様に愛知用水や明治用水等遠くから引っ張ってくる水に関する施設整備を進めるが、ため池はつぶしていくというようなやり方をしてきたことが問題であった。そういったことを広域でバランスを図ることが大事なことだと思う。

(事務局)

現状は県の施策上、設楽ダム建設を進めることとなっているため、目標面積では水面のところに設楽ダムの面積を計上しており、本文も同様の書きぶりとなっています。

(清水委員)

「適地におけるダム建設」を削ってはどうか。学術的にも考え方がいろいろと混乱していると思う。

(事務局)

一度検討したいと思います。

(竹中委員)

細かいですが、「環境と共生を重視した県土利用」のところで、「都市的土地利用にあたっては」が不要ではないか。

(事務局)

特にという意味で「都市的土地利用」と記述していますが、全ての土地利用に関して通じる記述ですので、「都市的」を削除したいと思います。

(2) その他

愛知県国土利用計画審議会の審議事項のうち、土地利用基本計画の変更案件の取扱いについて、資料により事務局から説明した。

4. 閉会 (清水委員長)